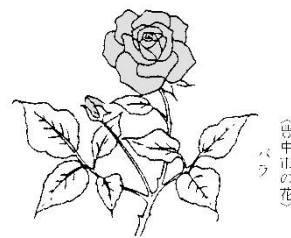


～ 保護者のみなさまへ～

平成29年度（2017年度）

# 就学援助制度のお知らせ



教育委員会では、お子様が小・中学校へ就学するために必要な学用品費などの援助を行っています。この制度の利用を希望される方は、このプリントをよくお読みのうえ、お申込みください。

なお、この制度は毎年度お申込みが必要ですので、昨年度認定の方も必ずお申込みください。

## ◎援助を受けられる方は

お子様を小・中学校に通学させている保護者で、平成28年分(2016年分)(平成28年(2016年)1月～12月)の所得の合計が認定基準額以下の方。※詳しくは2ページをご覧ください。

※生活保護法による教育扶助を受けている世帯は就学援助を受けることはできませんが、同法による保護の手続き中の方は、この制度も申し込みください。

## 申込受付を始めます

### ◎お申込みは

**集中受付** 5月22日(月)～6月2日(金) 午前9時～午後5時15分  
豊中市役所（第一庁舎5階西会議室）

**出張受付** 6月6日(火)・7日(水) 午前10時～午後4時  
千里公民館（2階集会場）「コラボ」

**休日受付** 6月10日(土)・11日(日) 午前9時～午後1時  
豊中市役所（第二庁舎1階ロビー）

**出張受付** 6月14日(水)・15日(木) 午前10時～午後4時  
庄内公民館（第一学習室）

**随時受付** 教育委員会事務局 学校教育課  
学務系の窓口（豊中市役所 第一庁舎6階）で受け付けます。  
午前9時～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始除く）

※お申込みは、8月24日(木)までにお済ませください。

（8月25日以降の申込受付は、1学期分が援助対象外となりますのでご注意ください。）

### ◎お持ちいただくものは

①保護者名義の振込先がわかるもの（預金通帳等）

②印鑑（認印で結構です。シャチハタ等スタンプ式では受付できません。）

※その他、家庭の状況により別途書類が必要な場合があります。詳しくは、2ページをご覧ください。

※手続きを確実に行うために、郵送での受付は行っておりません。

豊中市教育委員会事務局

学校教育課 学務係（豊中市役所 第一庁舎6階）

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話 6858-2554



## 1. 申込受付

◎申込受付期間 … 平成29年(2017年)5月22日(月)～平成30年(2018年)2月28日(水)  
【午前9時～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始除く)】

受付時期により、受けられる援助期間が変わります。

5月22日(月)～8月24日(木)の受付…1学期分からの援助

8月25日(金)～12月28日(木)の受付…2学期分からの援助

1月4日(木)～2月28日(水)の受付…3学期分からのみの援助

◎申込受付場所 … 詳しくは、1ページをご覧ください。

◎お申込みに必要なもの

- ①保護者名義の振込先がわかるもの(就学援助費は保護者名義の金融機関へ振込みます。申込書に正確に記入できるように通帳等をお持ちください。)
- ②印鑑(認印で結構です。シャチハタ等スタンプ式では受付できません。)
- ③上記の他、下記にあてはまる場合は、別途書類が必要です。

該 当 事 項	必 要 書 類
平成29年1月1日時点で、他市にお住まいだった方	下記のいずれか A 平成29年度住民税の課税明細書(コピー可) B 平成29年度住民税特別徴収税額の通知書(コピー可) C その他、所得を証明できるもの
主たる生計者が失業中の場合	雇用保険受給者証・離職票・廃業届のいずれか(コピー可)
ひとり親世帯の場合	児童扶養手当受給証書、ひとり親家庭医療証等
同一世帯で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる場合	手帳(コピー可)
平成28年4月以降に生活保護の適用が廃止となった場合	生活保護廃止証明書
平成28年4月以降に火災等の災害で、家屋が全半壊・全半焼・流失・床上浸水のいずれかの被害にあわれた場合	り災証明書等、被害を証明できる書類

## 2. 所得等の審査

◎認定基準額【標準基準額に各家庭の状況に応じた特別加算額を加算します。】

家族人数	標準基準額	【参考】 25年度標準基準額	家庭の状況	特別加算額
2人	2,338,400円	2,434,400円	ひとり親世帯	30万円
3人	2,638,400円	2,734,400円	保護者が平成29年3月末までに55歳以上の家庭	30万円
4人	2,938,400円	3,034,400円		
5人	3,238,400円	3,334,400円	障害者世帯 (障害者1人につき、右記加算額を加算)	45万円
6人以上は1人につき30万円加算		左記と同じ		

- \* 平成25年度の基準額であれば対象となる場合については、個別に対応します。
- \* 所得額については、平成28年分の源泉徴収票や確定申告の控え等を参考にしてください(4ページ参照)。
- \* 自営業で専従者がいる場合、専従者給与額を所得として合算します。
- \* 同一世帯内に保護者以外の所得者があった場合、その所得が30万円未満の場合は合算し、30万円以上の場合は家族数から除外します。
- \* 火災等の災害にあわれた方や現在失業中でお困りの方はお申し出ください。
- \* 配偶者と離婚調停中の場合等、ご事情によりひとり親世帯として審査できる場合がありますので、お申し出ください。

## ◎所得等の申告

申込受付後に審査を行うため、市民税課で所得等を調査します。このとき、平成 28 年分(2016 年分)の所得の申告をしていない場合は審査ができませんので、必ず申告を済ませておいてください。また、所得申告の際は以下の点にご留意ください。

- 子どもや配偶者など扶養家族がいる場合 …… 扶養家族の記入
- ひとり親世帯で寡婦・寡夫にあてはまる場合 …… 申告書の該当欄に✓(チェック)を記入
- 給与収入が 65 万円以下の場合、所得は 0 円となりますが、その場合も所得の申告は必要です。

## 3. 審査結果

5月22日～6月30日にお申込みいただいた方は、審査結果を7月末頃に郵送します。  
7月3日以降にお申込みいただいた方は、申込日から1ヶ月程度で審査結果を郵送します。

## 4. 支払方法

認定者には、保護者名義の金融機関の預貯金口座へ年2回に分けて振込みますので、平成30年(2018年)3月末までは口座を解約しないでください。また、振込口座の変更を希望される場合は、学務係までご連絡ください。

### ★第1回支払予定日 平成29年(2017年)8月31日(木)

- ① 1学期分の学用品費等・学校給食費※ ② 新入学児童生徒学用品費(小・中学校1年生)
- ③ 修学旅行費(1学期に実施の学校) ④ 林間臨海学舎費(1学期に実施の学校)

### ★第2回支払予定日 平成30年(2018年)2月28日(水)

- ① 2・3学期分の学用品費等・学校給食費※ ② 修学旅行費(2・3学期に実施の学校)
- ③ 林間臨海学舎費(2・3学期に実施の学校)

**※学校給食費は、実食した給食に対する保護者負担額を就学援助費の対象とします。**

<小学校(1学期認定の場合)>

小学校 学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
平成29年 8月31日振込	23,120円	5,532円	5,532円	5,532円	5,532円	5,532円
平成30年 2月28日振込	8,270円	9,688円	9,688円	9,688円	9,688円	9,688円
合計	31,390円	15,220円	15,220円	15,220円	15,220円	15,220円

**○上記の金額に、認定期間中に実食した給食に対する保護者の支払い済額を加算します。**

- 修学旅行に参加の場合、24,000円までの実費額を加算します。
- 林間臨海学舎に参加の場合、3,620円までの実費額を加算します。  
\*不参加の場合は支給しません。

<中学校(1学期認定の場合)>

中学校 学年	1年生	2年生	3年生
平成29年 8月31日振込	30,110円	9,752円	9,752円
平成30年 2月28日振込	15,650円	17,068円	17,068円
合計	45,760円	26,820円	26,820円

**○上記の金額に、認定期間中に実食した給食に対する保護者の支払い済額を加算します。**

- 修学旅行に参加の場合、40,000円までの実費額を加算します。
- 林間臨海学舎に参加の場合、6,100円までの実費額を加算します。  
\*不参加の場合は支給しません。

※就学援助費の支払いに際し、修学旅行及び林間臨海学舎への参加の状況や就学援助費の支給対象となる学校諸経費及び給食費の未納状況について調査します。また、学用品費、修学旅行費及び林間臨海学舎費が未納の場合は、学校長に、学校給食費が未納の場合は、豊中市長に直接支払うことがあります。

## 5. 医療券による医療費援助

平成29年度就学援助認定の児童・生徒が対象の制度です。通常、医療機関の窓口で患者さんは総医療費の3割を負担しますが、学務係発行の医療券を医療機関へ提出すれば無料で受診できます。「こども医療証」・「ひとり親医療証」との併用はできません。また、今年度から豊中市立小中学校以外の在籍者は使用できなくなりました。

【対象病名】トラコーマ・結膜炎・白せん(水虫)・かいせん・膿かしん(とびひ)・中耳炎・慢性副鼻腔炎(ちくのう)・アデノイド(咽頭扁桃増殖症)・う歯(むし歯)・寄生虫病



下記の太枠で囲まれている金額が「審査対象額」です。

◎平成29年度(2017年度)住民税の課税明細書 (自営業等の方)

平成29年度 市民税・県民税 課税明細

通知書番号	氏名				課税標準額	単位 (円)
所得金額等	所得控除額	総合課税			課税標準額	
		算出税額			市民税	県民税
		調整控除額				
		税額控除額				
		基礎控除				
		減免額				
		控除合計			老年特例控除額	
		配当割額			所得変動控除額	
		譲渡所得割額			配当割等控除額	
		控除内訳			所得割額	
		控配無			均等割額	
		特定扶養			年税額	
		老人扶養			給与からの特別徴収税額	
		特別障害			公的年金からの特別徴収税額	
		本人障害			普通徴収により徴収する税額	
合計所得金額			控除不足額			
繰越損失額			(うち還付額)			

配当控除額等は、地方税法附則第3条の3第2項および第5項の規定に基づく控除額が含まれています。

◎平成29年度(2017年度)住民税特別徴収税額の通知書 (会社員等の方)

平成29年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農産物	不動産	配当	雑種	雑種	雑種	課税標準	総所得③	
	給与所得			山林所得								分離短期譲渡	
	その他の所得計			分離長期譲渡								株式等の譲渡	
											上場株式等の配当等		
											先物取引		

所得控除	雑損		障・寡・勤		控老	扶養親族	該当区分	本人該当区分	繰越損失	
	医療費		配偶者			特同老16	その他	未成		特他寡
	社会保険料		配偶者特別			配定	老人	未成		特他寡
	小規模企業共済		扶養			配定	老人	未成		特他寡
	生命保険料		基礎			配定	老人	未成		特他寡
地震保険料		所得控除合計②								

(摘要)

◎平成28年分(2016年分)源泉徴収票

(共働きでパート収入がある場合は、この金額を主たる生計者の所得に加算)

平成28年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所		(受給者番号)									
			(改職名)									
			氏名 (フリガナ)									
種別		支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額						
		円	円	円	円	円	円					
控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者	控除額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
			特定	老人	その他		特別	その他		人	人	人
有	従有	円	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
社会保険料等の金額		円	生命保険料の控除額		円	地震保険料の控除額		円	住宅借入金等特別控除の額			
円		円	円	円	円	円	円	円	円			
(摘要)												